

(平成27年2月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

四国（香川）厚生年金 事案 1275

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月30日から同年9月5日まで

私は、昭和48年8月16日にA社に採用と同時にC社にD職として配属され、勤務地の変更も無く継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社に勤務していた複数の同僚の証言及び申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社は、昭和49年9月5日に厚生年金保険の適用事業所に該当したことが確認できるところ、申立人と同様にA社に入社し、かつ、申立人と同日の同年9月5日にC社で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚から提出された給与支給明細書によると、当該同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所になる前である申立期間の厚生年金保険料を、同社において事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立期間当時、E社に在籍し、申立人と同様にC社に勤務していたとする同僚二人から提出された給与支給明細書には、上記のA社に在籍していた同僚から提出された給与支給明細書と同様に「C社」の押印が確認できること、E社に在籍していた上記二人の同僚の申立期間における厚生年金保険被

保険者記録は、在籍元であったE社で継続している。

加えて、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和49年9月5日に同社において同被保険者資格を取得した者のうち、それまでE社に在籍していた者66人（上記の同僚二人を含む。）は、全員、E社で厚生年金保険被保険者記録が継続している。

以上のことを踏まえると、A社、E社及びC社はグループ会社であるところ、このうちE社においては、同社に在籍していた者について、C社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、同事業部で引き続き厚生年金保険に加入させる取扱いをしていた一方で、A社では、E社と同様の処理が行われなかったものと考えられる。

これらの事実並びにこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1277

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を4万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月25日

申立期間について、A社から支給されたと思われる賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、賞与の記録が欠落しているため、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表清算人から提出された資料から、申立人は、申立期間において、同社から賞与が支給され、標準賞与額（4万4,000円）に基づく厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しているため確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1280

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を3万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月25日

申立期間について、A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、賞与の記録が欠落しているため、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表清算人から提出された資料から、申立人は、申立期間において、同社から賞与が支給され、標準賞与額（3万7,000円）に基づく厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しているため確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国（香川）国民年金 事案 548

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から50年9月までの期間及び51年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から50年9月まで
② 昭和51年1月から同年9月まで

昭和45年頃、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、未納となっていた私の国民年金保険料を2年前まで遡って一括で納付した。それ以降は、母親が、自宅に集金に来ていた婦人会の集金人に、母親と私の保険料を毎月納付したにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、「私が、昭和45年頃に、息子の国民年金の加入手続を行い、未納となっていた息子の保険料を2年前まで遡って一括で納付した。それ以降は、私が、婦人会の集金人に、私と息子の保険料を毎月納付した。」旨主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年11月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間①の保険料は、時効により納付することができない上、申立人に対して、申立期間①の保険料が納付可能な別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡は確認できない。

また、申立人の母親は、申立人の年金手帳について、「現在持っている手帳は、昭和45年頃にもらったものであり、これ以外の手帳はもらったことがない。」旨主張しているところ、当該手帳の様式は、昭和49年11月から61年3月までの間に国民年金の加入手続を行った者に交付されたものであり、申立人の母親の主張と符合しない。

2 申立期間②について、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年11月に払い出されており、当該払出時点において当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であるところ、国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者名簿により、申立期間②直前の50年10月から同年12月までの保険料は52年12月6日に、直後の51年10月から52年3月までの保険料は53年12月9日にそれぞれ過年度納付されていることが確認できるが、申立人の母親は、「昭和45年頃以降、婦人会の集金人に私と息子の保険料を毎月納付しており、集金人に当該期間の保険料を過年度納付したことはない。」旨主張しているほか、申立人に対して、申立期間②の保険料を現年度納付することが可能な別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡は確認できない。

3 i) 申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないこと、ii) 申立人の母親は、申立人の未納保険料を一括納付したと主張しているものの、納付金額及び納付場所に関する記憶が定かでないこと、iii) 申立人の母親は、一括納付以降、婦人会の集金人に申立人と自身の保険料を毎月納付したと主張しているものの、申立人の母親が集金人であったとして名前を挙げた者は、「私は、婦人会で世話をしていたので、申立人の保険料を集金したことはあるが、集金人をしてきた時期については覚えていない。」旨回答している上、A町及び同町婦人会には保険料の集金に関する資料が残っていないことから、申立期間①及び②の保険料の納付状況が不明である。

このほか、申立人の母親が、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1276（四国（香川）厚生年金事案 1202 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月13日から同年12月頃まで

前回の申立てでは、申立てに係る事業所をAという名称だったとしたが、実際は、B市にあったCの下請のDという名称だったかもしれない。申立期間前に勤務していた事業所の同僚と一緒にDに移り、E職として勤務していたので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B市に所在し、かつ、厚生年金保険の適用事業所に該当しているAという名称の事業所は確認できないこと、ii) 申立人が申立期間前に勤務した事業所の同僚のうち、回答が得られた者は、いずれも申立人が申立期間に勤務した事業所を覚えていないこと、iii) 申立人の申立てに係る事業所が特定できないため、事業主及び同僚に対する照会を行うことができず、厚生年金保険の取扱いを確認することができないことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成26年5月21日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に勤務した事業所は、AではなくDであったとして再度、申し立てしているところ、B市に所在したD社の申立期間当時の複数の従業員が、「同社は、F社（当時）においてE職等を行っていた。」と回答しており、申立人が主張する事業所名及び事業内容と一致していることから、申立人は、期間は特定できないものの、D社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間当時のD社の役員であり、かつ、経理及び社会保険事務を担当していた者は、「E職の場合、最初は3か月程度の短期契約で雇用し、その間は社会保険に加入させていなかった。」としている上、昭和

36年3月1日に、同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は、「友人に誘われ、同年1月頃にE職として同社で働き始めたが、正社員になったのは同年3月頃である。」と回答していることから、同社では雇用したE職をすぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった状況がうかがえる。

また、申立人は、申立期間前に勤務した事業所の同僚と共にD社で勤務したと主張しているものの、申立期間前に勤務した事業所の厚生年金保険被保険者のうち、後にD社における厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は見当たらない。

さらに、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当せず、解散している上、申立期間当時の事業主は死亡しており、後に事業主となった者は、「資料が残っておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。」と回答している。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1278

第1 委員会の結論

申立人は申立期間①及び申立期間②のうち、平成14年4月から15年7月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人の申立期間②のうち、平成15年8月から16年8月までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月1日から11年9月25日まで
② 平成14年4月1日から16年9月25日まで

申立期間において、A社及びB社の代表取締役として月額100万円の役員報酬を受け、それに見合う厚生年金保険料を納付していたにもかかわらず、記録されている厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額よりも低額となっているため、確認の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成11年8月については、補助元帳において、申立人及び妻の二人に対する同月分の役員報酬額として120万円が計上され、当該役員報酬における預り金として20万円が計上されていることが確認できる。

しかしながら、上記の役員報酬額120万円のうち、申立人に対する具体的な役員報酬額は確認できない上、預り金として計上された額は、社会保険料控除額以外に源泉徴収税額を含んでいると考えられることから、申立人の厚生年金保険料控除額を具体的に確認することができない。

また、第15期（申立期間①の一部を含む平成11年8月1日から12年7月31日までの期間）の決算報告書においても、申立人に対する具体的な役員報酬額及び当該報酬額に基づく厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

さらに、申立期間①のうち、平成8年12月、9年1月、同年12月、10

年10月、同年11月及び11年4月については、当該期間に係る現金出納帳において、申立人の主張する役員報酬額に基づく厚生年金保険料の控除を具体的に確認できない。

加えて、申立期間①のうち、平成8年11月、9年2月から同年11月までの期間、10年1月から同年9月までの期間、同年12月から11年3月までの期間及び同年5月から同年7月までの期間については、当該期間に係る厚生年金保険料の控除を具体的に確認できる資料が見当たらないことから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間①において、申立人が主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、当該期間を含む各事業年度分の確定申告書において、代表取締役であった申立人に対する役員報酬額として1,200万円が計上され、そのうち平成15年8月から16年8月までの期間については、総勘定元帳の預り金において、役員報酬に基づく厚生年金保険料として、標準報酬等級の上限である標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を超える額が計上されていることが確認できることから、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額については、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録上、申立人の記録に不自然な点は見当たらず、当該記録上の標準報酬月額が、事業所から社会保険事務所（当時）に届け出られたものと推認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、i) 申立事業所の登記簿謄本から、申立期間において、申立人が申立事業所の代表取締役に就任していたことが確認できること、ii) 当初、申立人は、「社会保険関係の書類を作成することはなかったが、最終的には書類を確認していた。事業主印については私が管理し、不在の時でも、事後なりに必ず確認していた。」としていること、iii) 複数の元従業員から、申立人が、給与及び社会保険関係の事務に関与していた旨の回答が得られていること、iv) 申立事業所に係る滞納処分票において、平成9年12月以降、申立人が継続して社会保険事務所へ出向くなど、滞納保険料の納付に関する協議を頻繁に行っていたことが確認できること、v) 滞納保険料に係る債務承認書、保険料等納付計画書等において、代表取締役であった申立人の署名、押印等

が確認できること、vi) 前述の滞納処分票において、11年9月10日に「社長（申立人を指す）算定基礎で来所」とする記録が確認できることなどから、申立期間当時において代表取締役であった申立人は、事業主として社会保険事務に直接的に関与し、又は知り得る立場にあったものと推認できるとともに、標準報酬月額に基づく保険料の納付義務を履行する職責にあり、社会保険及び給与計算に係る事務に関与していなかったとは考え難く、仮に事業所から社会保険事務所に実際の報酬月額と異なる報酬月額が届け出られたとしても、当該期間について、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

一方、申立期間②のうち、平成14年6月、同年12月及び15年5月については、当該期間に係る現金出納帳において、申立人の主張する役員報酬額に基づく厚生年金保険料の控除を具体的に確認できない上、決算報告書においても、申立人に対する具体的な役員報酬額及び当該報酬額に基づく厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

また、申立期間②のうち、平成14年4月については、申立人が所持する同月分の納入告知書納付書・領収証書から、当該期間において申立事業所が社会保険事務所に納付した厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく額と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間②のうち、平成14年5月、同年7月から同年11月までの期間、15年1月から同年4月までの期間、同年6月及び同年7月については、当該期間に係る厚生年金保険料の控除を具体的に確認できる資料が見当たらないことから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間②（平成15年8月から16年8月までの期間を除く。）において、申立人が主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び申立期間②のうち、平成14年4月から15年7月までの期間については、申立人が主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたものと認めることはできず、申立期間②のうち、15年8月から16年8月までの期間については、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1279

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月1日から46年1月3日まで

私は、A郡B町（現在は、C市B町）にあったD社でE職として勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、D社は、「B町の工場は、昭和44年に閉鎖しており、申立人については雇用実態を含めて不明である。」旨回答している上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述等を得ることができない。

また、申立期間当時、D社においてF職として勤務していた者及び申立人と同じE職として勤務していた複数の同僚は、「厚生年金保険への加入は、本人の希望により加入させる取扱いだった。」旨回答している上、前述の同僚を含む複数の同僚からE職として名前の挙がった者についても、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が複数認められることから、申立事業所では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、複数の同僚の供述及び当該同僚を含む複数の同僚に係る厚生年金保険被保険者記録によると、D社B工場は、昭和45年5月頃に別の事業所に引き継がれ、事業主が変更している状況がうかがえるが、引き継いだと考えられるG社は、平成9年7月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述等を得ることができない。

加えて、D社及びG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名等は確認できない上、同被保険者原票に不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1281（愛媛厚生年金事案 271、1013 及び 1089 の再
申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 3 日から 37 年 8 月 15 日まで
脱退手当金を請求したこともなく、受け取った記憶も無い。再度、事業所、申立期間当時の担当者及び同僚について調査を行い、申立期間について、厚生年金保険の年金給付対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給金額に計算上の誤りが無いほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に年金記録確認愛媛地方第三者委員会（当時。以下「愛媛委員会」という。）の決定に基づき、平成 21 年 3 月 6 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、前々回の申立てにおいて、申立人は、「A社に勤務していた期間より前の期間について、別の事業所における厚生年金保険の加入記録が判明し、当該期間は、脱退手当金が未請求となっている上、連絡が取れた同僚も脱退手当金を受給していないと主張している。」として再度申立てを行っているが、未請求期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間に係る同

記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはいくつかあらず、当該同僚から聴取しても、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる具体的な証言が得られない上、新たに確認できた脱退手当金支給整理簿に記載されている申立期間に係る脱退手当金の支給金額がオンライン記録と一致しているとともに、裁定年月日（昭和*年 10月 23日）は、支給決定日（同年 11月 27日）と近接しているほか、当該整理簿の受付番号（*）が申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄に記載された番号と一致しているなど、愛媛委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、平成 23年 12月 15日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

さらに、前回の申立てにおいて、申立人は、「同僚も脱退手当金を受給していないと主張している。再度申し立てるので、申立期間について、厚生年金保険の算定期間として認めてほしい。」旨を申し立てているが、申立人が氏名を挙げた同僚、申立てに係る事業所、及び申立期間当時の事務担当者から再度聴取しても、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる具体的な証言は得ることができず、愛媛委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、平成 24年 11月 28日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「脱退手当金を請求したこともなく、受け取った記憶も無い。事業所、申立期間当時の担当者及び同僚について再調査し、申立期間について、厚生年金保険の年金給付対象期間として認めてほしい。」旨を申し立てているが、申立てに係る事業所の事業主、申立期間当時の事務担当者及び申立人の前後に退職した同僚からは、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる具体的な証言を得ることはできず、愛媛委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

このほか、愛媛委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1282

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月

申立期間にA社において賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたはずであるが、年金の記録となっていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B銀行から提出された申立人に係る預金取引明細表において、平成19年7月13日の摘要欄に「A社」と記載された振り込みが確認できるところ、A社から提出された申立人に係る平成19年分賃金台帳において、賞与を支給した記載は確認できない上、上記明細表の平成19年7月13日の振込額と同台帳において確認できる同日の給与振込支給額が一致することから、当該振り込みは、同年7月に支給された給与であることが確認できる。

また、A社は、「給与及び賞与の支給は、本人の預金口座への振り込みであり、これらの支給日が同日であっても、給与と賞与は別々に振り込んでおり、給与額と賞与額を合算して振り込むことはない。」と回答している。

このほか、申立人に、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。